第３章　再生基本計画

１．テーマ
２．基本方針
３．整備方針
４．ゾーニング計画
５．イベント計画
６．事業計画
７．管理運営計画及び事業の推進

第３章　再生基本計画

１．テーマ

現在の川崎城跡公園は、歴史的にも景観的にも優れたものがありますが、現在はスギなどの大木で覆われて、草木が生い茂り、訪れる人は少ない公園となっています。

そこで、この川崎城跡公園を市民と行政が協働して、四季折々の眺望や散策等を楽しむことができる、開けた明るい空間として再生するとともに、その後の維持管理や歴史的環境を活かしたイベントの開催等を通して、市指定史跡であり歴史的にも貴重なこの公園の魅力を高め、市民の誇り、心の拠り所となるようテーマを次のとおり定めます。

市民力を結集し、川崎城跡に新たな光を

２．基本方針

テーマである「市民力を結集し、川崎城跡に新たな光を」を踏まえ、特性を活かした公園とするため、次の４つの基本方針を設定します。

川崎城跡公園の歴史的な背景を基本とし計画を作成します

四季折々の眺望と花を楽しみ、多くの市民に愛される魅力ある公園をめざします

城跡のすばらしい遺産を市民の手により後世に向かって守り育てます

歴史と自然を活かし多くの市民が参加できるイベントをめざします

３．整備方針

４つの基本方針を基に整備の位置付けや目標を達成するために次の整備方針を設定します。

１）園路整備方針

・市民をはじめ多くの人が気軽に繰り返し訪れ、歴史的遺産に触れつつ快適に散策できる明るい公園づくりをめざし、老朽化した園路の改修に合わせ、ベンチ等の付帯施設を整備します。

・公園の利便性を高めるため、東側駐車場（自然観察ふれあい広場）からも城郭に登れるよう新たに園路を整備します。

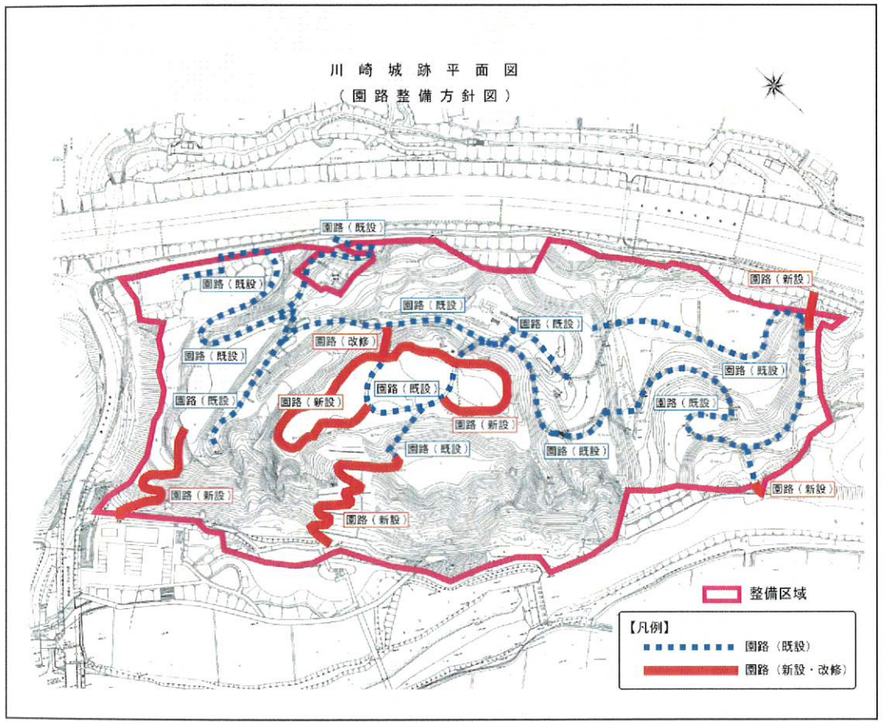

■園路整備方針図

２）施設整備方針

・現在ある施設で、老朽化して使用できないものについては撤去します。

・安全で楽しく散策できるよう公園内の全体図及び現在位置が分かるような案内板や解説板、樹名札等を新たに設置します。

（園路や看板等の整備を検討する整備分科会２）

３）伐採及び植栽整備方針

市内には桜の季節には長峰公園、御前原公園など、つつじの季節は長峰公園、さらには高原山があることから、これらとは違う公園づくりをめざします。

・景観を損ねる樹木は、伐採（又は間伐）します。

・伐採した樹木は、チップにして園路に敷いたり、ベンチや柵、看板等に活用します。

・四季折々に楽しめるような植栽を行います。

・維持管理を配慮して草花等の植栽は極力行わず、花木を中心とします。

（伐採及び植栽の検討を行う整備分科会１）

４）景観整備方針

・城郭から遠方の山並みや市街地・木幡神社の杜・眼下の川崎反町のまち並み・館ノ川・長興寺等が一望できるようにするとともに、周辺からも城郭のすばらしさを醸し出せるよう整備します。

【参考】　それぞれの整備方針を１枚の図に示すと、次のようになります。

4．ゾーニング※計画

4つの基本方針に基づき、エリアごとに次の6つのゾーンを設定します。

1）メインエントランスゾーン

公園南西部（内根古屋付近）に位置し、メインの入口となるエリア（面積0．3ha）

2）花と実を楽しむゾーン

公園南部（南曲輪・南帯曲輪）に位置し、ウメやサクラを楽しむエリア（面積0．6ha）

3）眺望を楽しむゾーン

公園中心部（本丸、二の丸付近、東出丸）に位置し、公園の核となるエリア（面積3．3ha）

4）歴史的景観を楽しむゾーン

公園内で歴史的景観をもつ3つの堀（一の堀、二の堀、三の堀）のエリア（面積0．7ha）

5）自然を楽しむゾーン

公園の北部（三の丸付近）に位置し、里山のような性格をもつエリア（面積1．2ha）

6）イベントを楽しむゾーン

公園の東部に位置し、自然観察ふれあい広場として整備されたエリア（面積0．6ha）

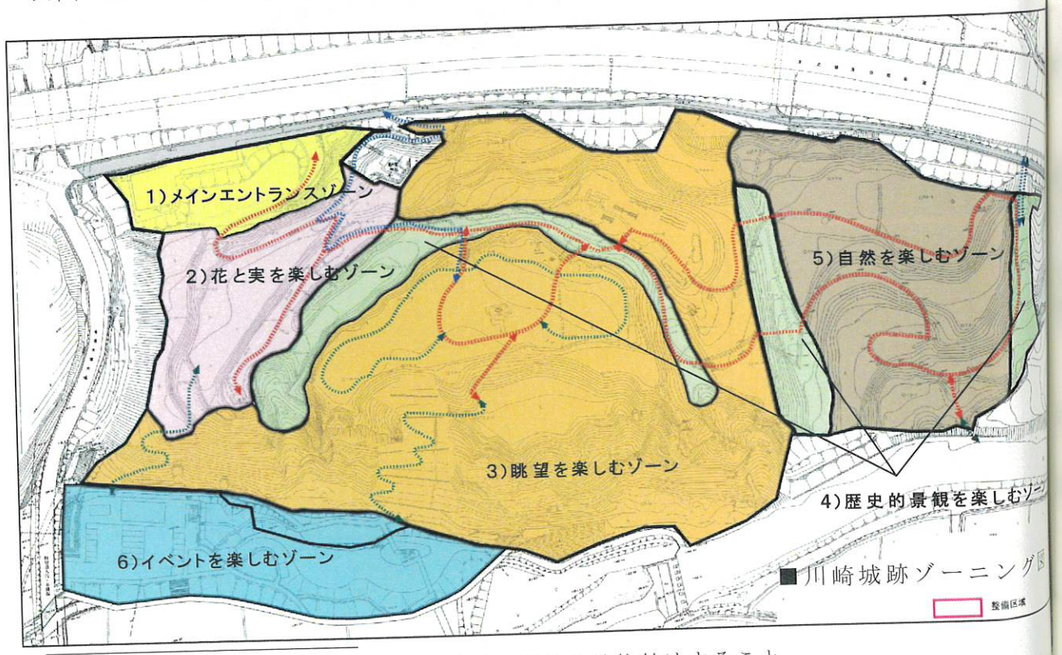

※ゾーニング：敷地の中でエリアを分けて、空間を性格付けすること。

1）メインエントランスゾーン

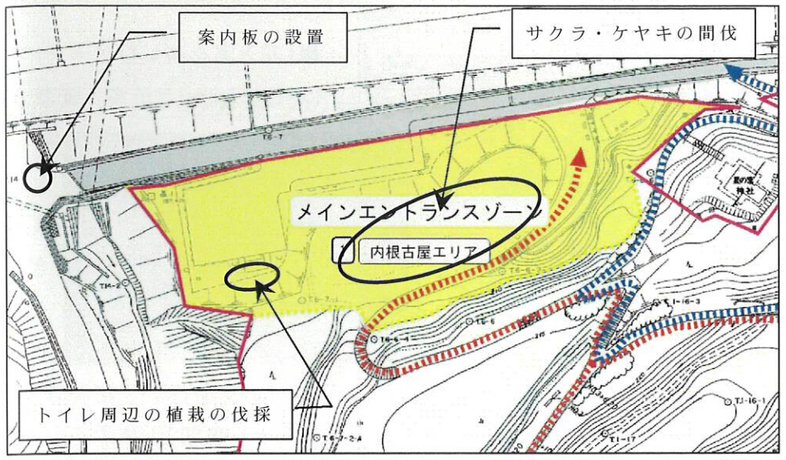

■川崎城跡公園の駐車場とトイレは、公園西側と東側両方にあり、どちらもメインの入口となる要素はありますが、比較的緩やかな既設の園路があって利用しやすい西側をメインの入口として設定し、「メインエントランスゾーン」にふさわしい整備を行います。

○案内板の設置

イメージ写真

○トイレ周辺の植栽の伐採

イメージ写真

○サクラ・ケヤキの間伐

イメージ写真

2）花と実を楽しむゾーン

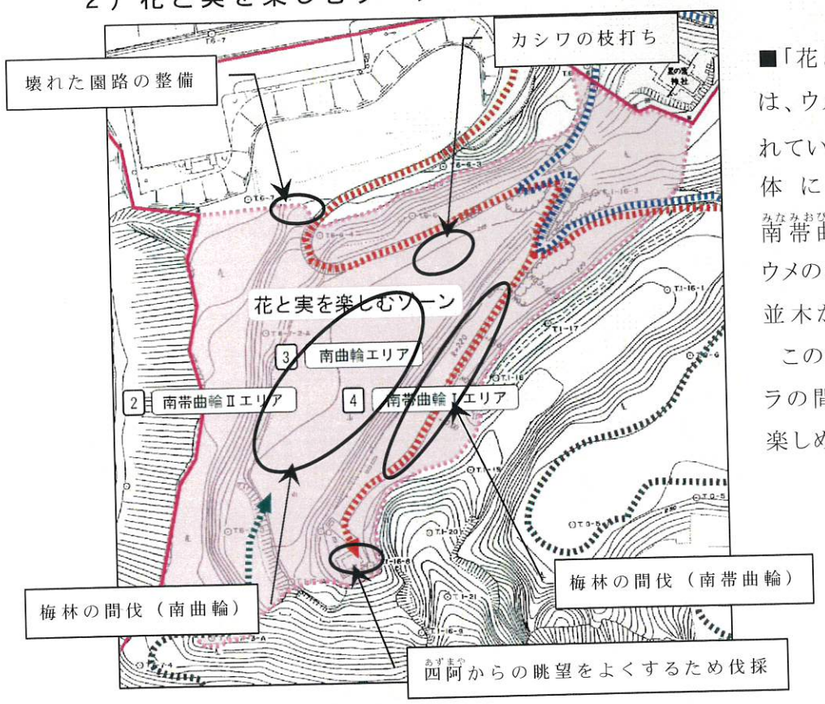

■「花と実を楽しむゾーン」では、ウメとサクラが多く植栽されています。特に、南曲輪（みなみくるわ）一体には梅林があり、南帯曲輪（みなみおびくるわ）にも散策しながらウメの花を楽しむことができる並木があります。

このゾーンでは、ウメやサクラの間伐を行い、花や実が楽しめる空間とします。

○梅林の間伐（南曲輪（みなみくるわ））

イメージ写真

○梅林の間伐（南帯曲輪（みなみおびくるわ））

イメージ写真

○カシワの枝打ち

イメージ写真

○壊れた園路の整備

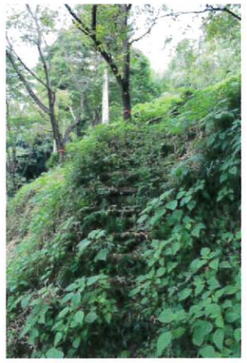

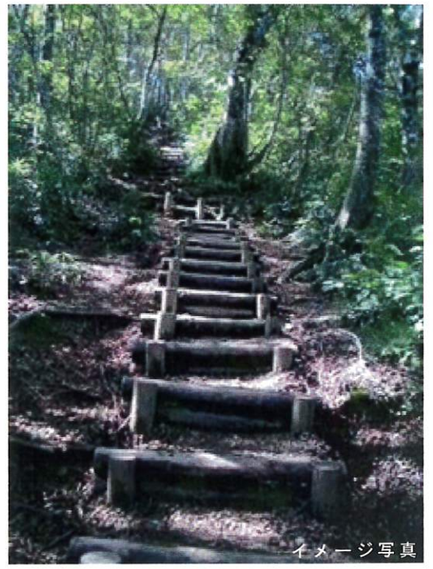
イメージ写真

○四阿（あずまや）からの眺望をよくするため伐採

イメージ写真

3）眺望を楽しむゾーン

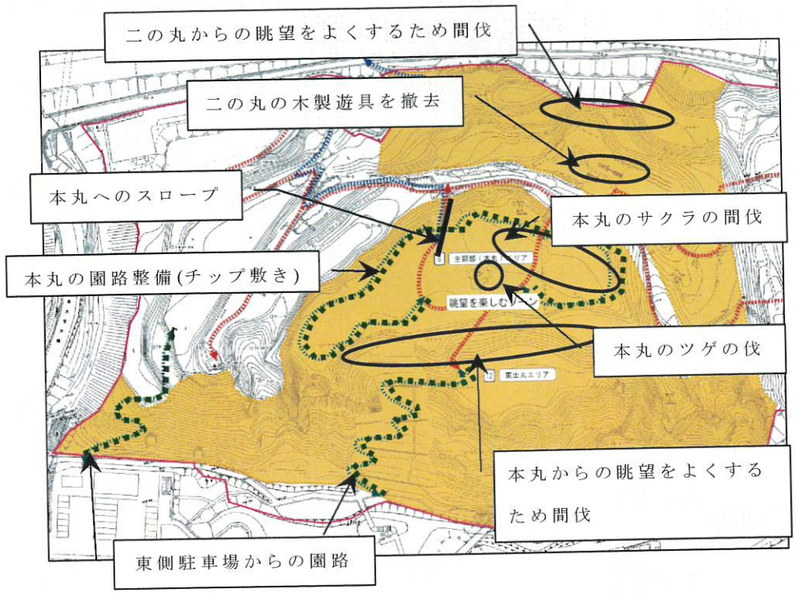

■「眺望を楽しむゾーン」では、眺望を阻害する樹木を伐採・間伐し、本丸からの眺望が楽しめ、市街地側からも城跡としての景観がわかるように整備します。また、二の丸からも西側の景色が見えるように整備を行います。

■眺望を楽しむために本丸の外周に新たに園路を整備するとともに、東側駐車場からも直接城跡（本丸）まで登れる園路を整備します。

○本丸からの眺望をよくするためスギ等を間伐

イメージ写真

○二の丸からの眺望をよくするため間伐

イメージ写真

○二の丸の木製遊具を撤去

イメージ写真

○東側駐車場からの園路整備

イメージ写真

○本丸の園路整備（チップ敷き）

イメージ写真

○本丸のツゲの伐採

○本丸へのスロープ設置

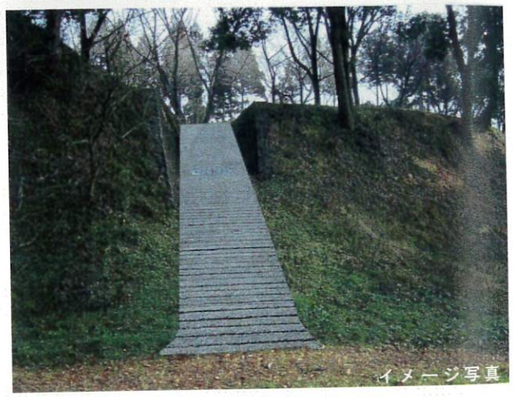

○本丸のサクラを間伐

4）歴史的景観を楽しむゾーン

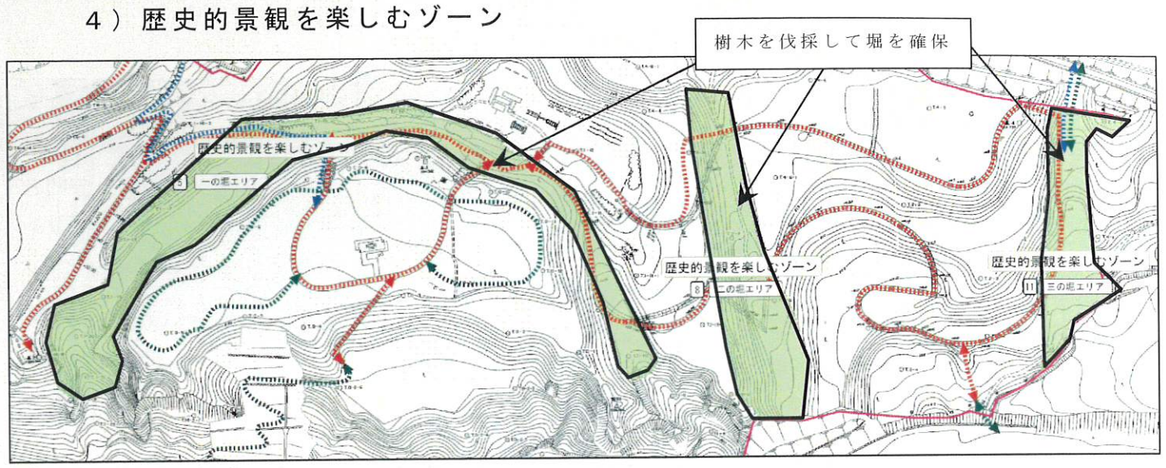

■ 一の堀、二の堀、三の堀という３つの堀が歴史上、要塞としての重要な役割を果たしてきました。

■ 「歴史的景観を楽しむゾーン」では、これらの堀の形を保存するため、樹木を伐採し、歴史的景観を確保します。

○樹木を伐採して堀を確保

５）自然を楽しむゾーン

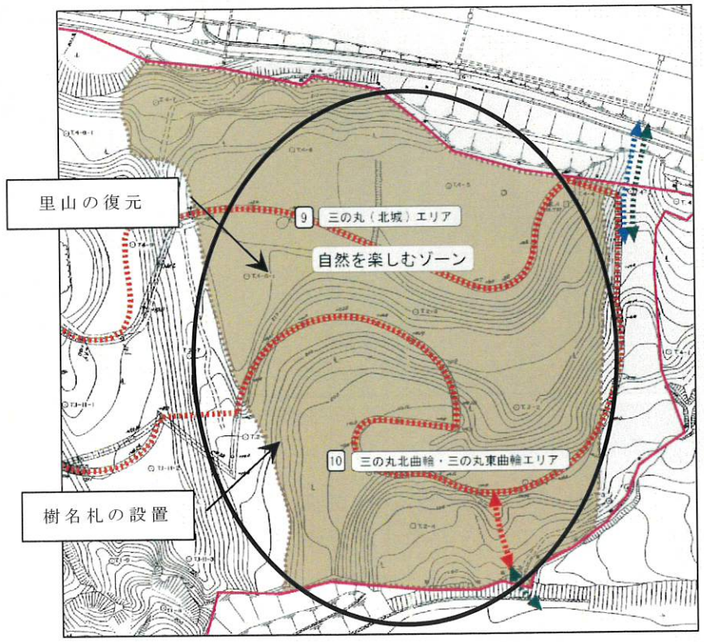

■「自然を楽しむゾーン」では、広葉樹が多く植栽されており、里山のような空間となっています。スギやヒノキ等の針葉樹を伐採することで、より明るく、様々な種類の樹木を楽しめるため、環境学習の場としての活用も考えられます。

○里山の復元

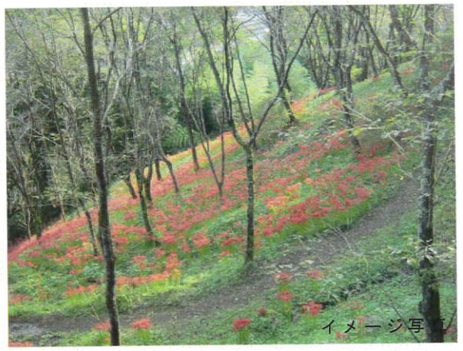

○樹名札の設置

６）イベントを楽しむゾーン

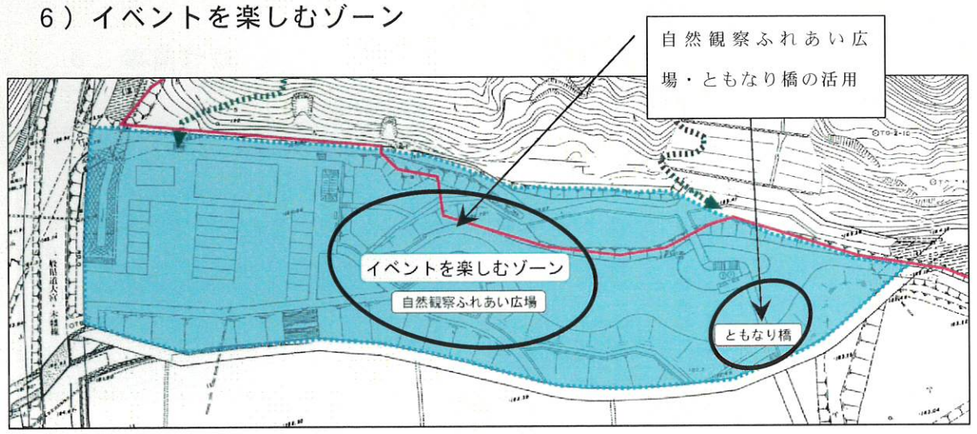

■「イベントを楽しむゾーン」では、市街地と川崎城跡を結ぶという意味合いから、自然観察ふれあい広場やともなり橋を活用し、多くの市民が参加できるイベントを企画します。
■城跡（本丸）へ通じる新たな園路が整備されることから、東側からの公園入口としてふさわしい整備を行います。

○自然観察ふれあい広場・ともなり橋の活用

5．イベント計画

1）基本方針

（イベント分科会）

川崎城跡を活用したイベントを開催することにより、矢板市民が相互に連携をはかり、地域の活性化と将来の魅力ある矢板市の実現に寄与することを目的とします。

イベントは、「**川崎城跡公園と市民をつなぐ架け橋**」として位置付けます。架け橋という言葉は、「空間的な橋」と「時間的な橋」とを示し、「空間的な橋」は、イベントによって市民と川崎城跡を結ぶというイメージです。

また、「時間的な橋」は、歴史（過去）と未来を結ぶ架け橋というイメージで、歴史的な背景を大切にしながら、将来に向かって継続的にイベントを続けていくという意味も込められています。

2）イベントの実施主体

イベントの企画及び運営は、市民会議が中心となって行います。
市は、市民会議が行うイベントを支援します。

3）イベントの内容

・平成２０年は市制５０周年の年であり、これに合わせて「あんどんまつり」を実施します。
・「あんどんまつり」のほか、基本方針を踏まえた川崎城跡公園にふさわしい市民参加型のイベントを開催します。

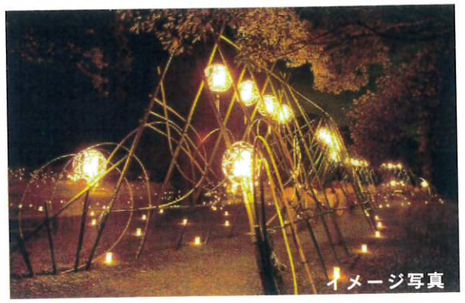
イメージ写真

イメージ写真

6．事業計画

全体事業費は、３年間で３千５百万円を予定しており、年度別の事業内容及び事業費は次のとおりです。

平成２０年度

工　　種	数量	単位	金　額
伐採工	1	式	¥9,200,000
園路工	1	式	¥800,000
概算工事費合計	1	式	**¥10,000,000**

平成２１年度

工　　種	数量	単位	金　額
管理用入口	1	式	¥2,500,000
スロープ	1	式	¥900,000
園路Ｂ	1	式	¥4,600,000
概算工事費合計	1	式	**¥8,000,000**

平成２２年度

工　　種	数量	単位	金　額
伐採工	1	式	¥5,000,000
植栽工	1	式	¥3,000,000
園路Ａ	1	式	¥4,000,000
園路Ｃ	1	式	¥3,700,000
改修工他	1	式	¥1,300,000
概算工事費合計	1	式	**¥17,000,000**

・平成２０、２１年度は、県単事業の「わがまち自慢推進事業」を活用します。
・平成２２年度の事業費については、新たな事業導入に向けて検討します。

7．管理運営計画及び事業の推進

今後の川崎城跡公園の維持管理及びイベント事業については、市民会議と市が協働して推進します。

・市民会議が中心となり、草刈り、枝下ろしなどの簡単な作業及びイベントの企画・運営等を行います。

・市は整備工事の実施、危険な箇所の維持管理及びイベントの運営サポート等を行います。

市民会議と行政が一体となり
公園の整備及び維持管理に取り組む

	行政が取り組むこと	市民会議が取り組むこと
整備中	・整備工事の詳細設計及び実施 ・保安林の伐採調整 ・イベントの運営サポート ・市民会議への支援	・簡単な整備作業の実施 ・草刈り等、簡単な維持管理作業の実施 ・イベントの企画・運営
整備終了後	・イベントの運営サポート ・危険な箇所における維持管理 ・大規模な修繕工事 ・市民会議への支援	・イベントの企画・運営 ・簡単な整備作業の実施 ・簡単な維持管理作業の実施 ・維持管理体制の充実・強化

第４章今後の課題

１．管理運営組織のあり方

２．周辺整備

第４章　今後の課題

１．管理運営組織のあり方

市民会議のメンバーが中心となって、自主的に維持管理や公園を利用したイベント等を行う管理運営組織のあり方について検討するほか、次の点についても検討します。

・歴史や植物等の説明ができるボランティアガイドの育成
・川崎城跡公園に関連する情報紙の発行
・川崎城跡公園を利用したまちづくりへの活用

２．周辺整備

１）弁天川周辺の整備

・スギが城郭景観を阻害しているので所有者と協議のうえ、伐採を検討します。
・川の景観と親水性を図るため、弁天川護岸の整備を検討します。

２）高速道路の側道の整備

・高速道路の側道は、砂利道であり、又幅員が狭く車両のすれ違いができないため、管理者と協議して砂利道の舗装と待避所の整備を検討します。

3）城の湯周辺とのネットワーク

・城の湯周辺との一体的活用を図るため、既設の散策路の活用について検討します。

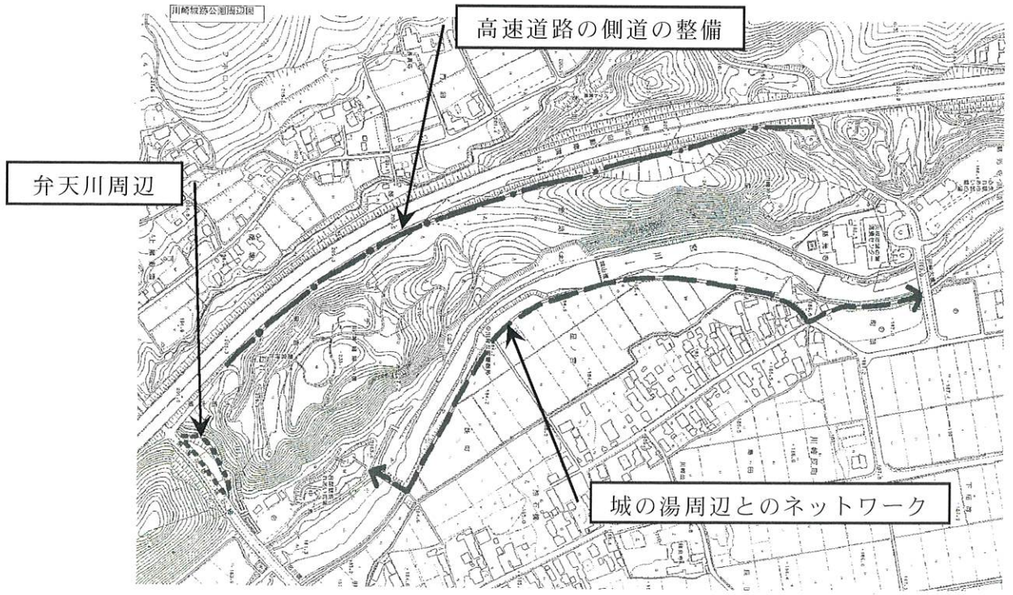

■周辺整備図

資料編

- 川崎城跡公園再生基本計画策定の経過
- 川崎城跡公園再生市民会議規約
- 川崎城跡公園再生市民会議名簿

川崎城跡公園再生基本計画策定の経過

【運営会議】

年月日	会議名	主な内容	備考
平成１９年　５月１７日	市民会議設立総会	設立の趣旨、経過報告、記念講演会	２０名
５月２９日	第１回運営会議	今後の会議の進め方について	１５名
６月１６日	現地調査	学芸員による発掘調査等の現場説明	１９名
６月２６日	他市公園視察	栃木市皆川城址及び宇都宮市飛山城史跡公園視察	１６名
７月　５日	第２回運営会議	整備イメージの意見交換	２１名
７月２０日	第３回運営会議	４分科会（歴史分科会、整備分科会１、整備分科会２、イベント分科会）による素案づくりを決定	２２名
８月　４日	現地草刈り実施	市民会議会員による草刈り	５０名
８月　９日	第４回運営会議	テーマの検討と分科会に分かれての素案検討	２０名
８月２３日	第５回運営会議	分科会から素案についての中間報告	２１名
８月３０日	第６回運営会議	テーマ案と分科会に分かれての素案検討	２３名
９月１４日	第７回運営会議	テーマ及び基本方針の決定。歴史分科会、整備分科会１及びイベント分科会の素案の審議	２２名
９月２０日	第８回運営会議	整備分科会２の素案の審議	１５名
９月２８日	第９回運営会議	再生計画案の審議（ゾーン、動線図等）	１４名
１０月　３日	第１０回運営会議	平成２０年度事業の審議	１７名
１１月１０日	現地調査	素案を元に現地調査	１３名
１１月１５日	第１１回運営会議	現地調査結果を基に素案調整	１３名
１２月　６日	第１２回運営会議	ゾーニング名称の検討	１４名
平成２０年　１月１７日	第１３回運営会議	園路についての最終調整	１７名
２月１３日	第１４回運営会議	再生基本計画（案）発表会について	１５名
２月１８日	第１５回運営会議	再生基本計画（案）の審議	１８名
３月　８日	川崎城跡公園再生基本計画案発表会	再生基本計画案の発表会を開催（一般市民を対象）	一般市民４８名参加

【分科会】

年月日	会議名	主な内容	備考
平成１９年　８月　７日	整備分科会１現地調査	整備分科会１による現地調査	
８月　９日	各分科会会議	分科会で素案の検討	
８月２０日	整備分科会１、２現地調査	整備分科会１、２による現地調査	
８月２３日	各分科会会議	分科会で素案の検討	
８月２８日	歴史分科会会議	歴史的な内容の検討	
８月３０日	各分科会会議	分科会で素案の検討	
９月　９日	整備分科会２現地調査	整備分科会２による現地調査	
９月２４日	イベント分科会視察	皆川城址「あんどんまつり」視察	
１１月２８日	整備分科会１、２合同会議	整備分科会１、２による事業内容調整	

川崎城跡公園再生市民会議規約

（名称及び事務局）
第１条　この会議は、川崎城跡公園再生市民会議（以下「市民会議」という。）と称し、事務局を矢板市役所内に置く。
（目的）
第２条　市民会議は市民ボランティアとして、川崎城跡公園を歴史の重みを持つ公園とし、市民に親しみやすく、多くの人が訪れる魅力ある公園にするために、行政と協力しつつ、市民主体による公園づくりを行うことを目的とする。
（事業）
第３条　市民会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
⑴　川崎城跡公園再生計画（以下「再生計画」という。）を策定すること。
⑵　再生計画に基づく整備を行うこと。
⑶　その他目的達成に必要な事業。
（会員）
第４条　市民会議は、次に掲げる個人又は団体で第２条の目的及び第３条の事業に賛同するもの（以下「会員」という。）で組織する。
⑴　矢板市民又は矢板市内に通勤・通学している個人
⑵　矢板市内に活動拠点をもつ団体（法人格の有無を問わない。）
（代表及び副代表）
第５条　市民会議に代表１人、副代表３人を置く。
２　代表は、この市民会議を代表し、会務を総理する。
３　副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、代表があらかじめ指定した副代表がその職務を代理する。
（正副代表の選任）
第６条　代表及び副代表（以下「正副代表」という。）は、会員の互選とし、総会において選任する。
（正副代表の任期）
第７条　正副代表の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　欠員補充のため選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
（総会）
第８条　総会は、毎年１回代表が招集し、その議長となる。
２　総会は次の事項を議決する。
⑴　規約の制定及び改廃に関する事項
⑵　事業計画及び事業報告に関する事項
⑶　その他重要な事項
３　総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
（運営会議）
第９条　総会で決定された事業を円滑に推進するための組織として、運営会議を置く。
２　運営会議は、正副代表、個人会員及びそれぞれの団体会員の代表で構成する。
３　運営会議は、必要に応じて市民会議の代表が招集し、その議長となる。
４　市民会議の代表は、必要があると認めたときは、構成員以外のものを会議に出席させることができる。
５　運営会議は、次の事項について協議のうえ、決定する。
⑴　会議の運営方針に関すること。
⑵　活動の内容や方法及びスケジュールに関すること。
⑶　総会に付すべき事項に関すること。
⑷　その他事業の推進に必要な事項
（分科会）
第１０条　市民会議は、必要に応じて、再生計画策定に関して特に必要な事項について調査研究を行うため、分科会を置くことができる。
２　分科会の委員は、第４条に定める会員の中から、代表が指名する。
３　分科会に、委員の互選により、委員長１人、副委員長を１人を置く。
４　分科会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。
５　委員長は、必要があると認めたときは、委員以外のものを会議に出席させることができる。
（事業年度）
第１１条　市民会議の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
（その他）
第１２条　この規約に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規約は、平成１９年５月１７日から施行する。
２　初年度に限り、正副代表の任期及び事業年度は、設立の日から翌年３月３１日までとする。

川崎城跡公園再生市民会議名簿

【個人】

平成２０年３月現在

番号	氏　名	備　考	番号	氏　名	備　考
1	伊藤良男		20	鈴木斌	
2	臼田芳雄		21	鈴木由季子	
3	大柿邦由		22	関清	
4	大澤一視		23	高橋恵子	
5	大谷茂	副代表	24	武田正雄	
6	大澤英一		25	直井生子	
7	小川進		26	橋本昭司	
8	小川ヒサコ		27	林田久子	
9	小野崎隆道		28	東泉智恵子	
10	五味しづ江		29	細川準道	
11	齋藤勝位		30	松平祐宣	
12	斎藤武		31	村上敏子	
13	斎藤幸男		32	村上守	
14	酒井貞男		33	村上周司	
15	酒井順子		34	山口明久	
16	菅谷宣雄		35	山田聡	
17	杉山太郎		36	吉成豊	
18	鈴木和弘		37	和氣恒宇	
19	鈴木幸市	代表	38	渡辺玲子	

【団体】

番号	団　体　名	代　表　者	運営委員	会員数	備　考
1	矢板市文化財愛護協会	木村軍一	小野崎皓 君嶋通夫 白石哲夫 高橋忠	196	副代表
2	矢板まちづくり研究所	高柳眞知子		20	副代表
3	矢板ロータリークラブ	桜井恵二		38	
4	川崎城跡整備ボランティア参加者上組	大谷茂		16	
5	川崎城跡整備ボランティア参加者下組	高橋一男		17	

※会員数は平成１９年４月現在